

○被害者支援活動実施要領の制定について（例規通達）

平成22年3月15日群本例規第15号（広）警察本部長

改正

平成23年2月群本例規第5号（総企）  
平成24年3月群本例規第5号（総企）  
平成24年10月群本例規第28号（組一）  
平成25年2月群本例規第5号（広）  
平成26年8月群本例規第42号（広）  
平成27年3月群本例規第8号（総企）  
平成28年3月群本例規第7号（務）  
平成29年7月12日群本例規第16号（刑企）  
平成30年6月19日群本例規第16号（広）  
令和2年3月9日群本例規第11号（務）  
令和4年3月9日群本例規第6号（務）  
令和5年9月8日群本例規第24号（刑企）

このたび、別添のとおり被害者支援活動実施要領を制定することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、被害者連絡実施要領の制定について（平成19年群本例規第10号）及び群馬県警察指定被害者支援要員制度運用要領の制定について（平成21年3月3日付け群広第74号通達）は、廃止する。

## 別添

### 被害者支援活動実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、被害者連絡、直接支援及び被害者訪問（以下「被害者支援活動」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

##### 1 被害者等

犯罪等の被害者又はその親族をいう。

##### 2 被害者連絡

被害者等に対して、面接、電話等の方法により、捜査状況、被疑者の検挙状況、被疑者の処分状況等を連絡する活動をいう。

##### 3 直接支援

被害者等に対して、犯罪の被害にあった直後から行う付添い、相談等の直接的な活動をいう。

##### 4 被害者訪問

被害者等の自宅を訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導及び各種相談を行う活動をいう。

#### 第3 対象事件

被害者支援活動の対象事件（以下単に「対象事件」という。）は、次に掲げる犯罪に係る事件及び警察本部長（以下「本部長」という。）、警察署長（以下「署長」という。）又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）が必要と認める事件とする。

##### 1 身体犯（次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。以下同じ。）

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪であり、未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (3) 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (4) 不同意性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (5) 不同意わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (6) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (7) 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (8) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (9) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (10) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (11) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- (12) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (13) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (14) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (15) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (16) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (17) 前記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

##### 2 重大な交通事故事件（次に掲げる交通事故事件をいう。以下同じ。）

- (1) 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通による人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。以下同じ。）
- (2) ひき逃げ事件（車両等の交通による人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。以下同じ。）
- (3) 交通死亡事故等（車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故をいう。以下同じ。）

- (4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件（危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第1項及び第2項）に該当する事件をいう。以下同じ。）

#### 第4 体制

##### 1 広報広聴課長

警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）は、被害者支援活動に関する総合的な事務を掌理し、関係所属を指揮監督するものとする。

##### 2 交通指導課長

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、重大な交通事故事件の被害者支援活動に関し、関係所属を指揮監督するものとする。

##### 3 被害者連絡調整官等

###### (1) 被害者連絡調整官

ア 交通指導課長は、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）の警視又は警部の階級にある者のうち、重大な交通事故事件の被害者等に対する被害者支援活動の経験が豊富なものを被害者連絡調整官に指名するものとする。

イ 被害者連絡調整官の任務は、次の事項とする。

(ア) 重大な交通事故事件の被害者支援活動の総括に関すること。

(イ) 重大な交通事故事件の被害者支援活動に係る指揮を執り、並びに警務部広報広聴課及び関係所属との連携及び調整を図ること。

(ウ) 警察署等（警察署及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）をいう。以下同じ。）の実施責任者に対し、重大な交通事故事件の被害者支援活動に関する指導を行うこと。

(エ) 重大な交通事故事件の被害者等に対する被害者支援活動における説明内容又は説明方法について、必要に応じ、地方検察庁（区検察庁を含む。）の検察官と協議を実施するとともに、当該協議の結果に基づき、警察署等の実施責任者に対し、指導を行うこと。

(オ) 適切な被害者支援活動の実施に資する教養を企画・立案するとともに、警察署等の実施責任者等に対し、教養を行うこと。

###### (2) 被害者連絡調整官補佐

ア 交通指導課長は、交通指導課の警部又は警部補の階級にある者のうち、重大な交通事故事件の被害者等に対する被害者支援活動の経験が豊富なものを被害者連絡調整官補佐に指名するものとする。

イ 被害者連絡調整官補佐の任務は、次の事項とする。

(ア) 重大な交通事故事件が発生した場合は、現場臨場した上、事案の概要を把握し、被害者連絡調整官に速報するとともに、発生警察署等の実施責任者に対し、被害者支援活動に係る助言・指導を行うこと。この場合において、必要があると認めるときは、被害者連絡調整官の指揮を受け、自ら被害者支援活動を行うこと。

(イ) 被害者連絡調整官の指揮を受け、警察署等における被害者支援活動の実施状況について、点検・検証をすること。

(ウ) 適切な被害者支援活動の実施に資するため、警察署等の交通専務員等に対し、教養を行うこと。

###### (3) 交通捜査指導官との緊密な連携

被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐は、重大な交通事故事件に係る被害者支援活動の推進に当たって、交通部交通指導課交通捜査指導官と緊密な連携を図るものとする。

#### 4 総括責任者等

##### (1) 総括責任者

ア 警察署等に総括責任者を置き、署長及び高速隊長をもって充てる。

イ 総括責任者は、所属における適切な被害者支援活動を組織的かつ統一的に推進するため、被害者支援活動の実施状況を把握するとともに、被害者支援活動が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

##### (2) 総括副責任者

ア 総括責任者は、警察署の副署長、刑事生活安全官及び交通官並びに高速隊の副隊長を総括副責任者として指名するものとする。

イ 総括副責任者は、総括責任者を補佐するものとする。

(3) 運営責任者

ア 総括責任者は、警察署の警務課長及び高速隊の副隊長を運営責任者として指名するものとする。

イ 運営責任者は、総括責任者の指揮を受け、被害者支援活動の実施状況の把握並びに適切な被害者支援活動を行うための指導・教養及び施策の推進を図るものとする。

ウ 運営責任者は、被害者支援活動に従事する職員のメンタルヘルスを始め、健康管理に十分配慮するものとする。

(4) 運営補助者

ア 総括責任者は、警察署の犯罪被害者支援係長及び高速隊の運用係長を運営補助者に指名するものとする。

イ 運営補助者は、運営責任者を補助するものとする。

(5) 実施責任者

ア 総括責任者は、警察署の事件（触法少年事案の調査を含む。）を主管する課（以下「事件主管課」という。）の課長及び高速隊の副隊長を実施責任者として指名するものとする。

イ 実施責任者は、被害者連絡及び直接支援の実施状況を把握し、被害者連絡及び直接支援が確実に行われるよう関係職員の指揮監督に当たるものとする。

(6) 実施補助者

ア 実施責任者は、警察署においては事件主管課の内勤業務等を担当する者を、高速隊においては運用係長を実施補助者に指名するものとする。

イ 実施補助者は、実施責任者を補助するものとする。

(7) 指定被害者支援要員

ア 総括責任者は、原則として、所属の警部補以下の警察官（同相当職の一般職員を含む。）のうち、被害者支援活動に適任と認められるものを指定被害者支援要員基礎数表（別表）により指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）に指定するものとする。この場合において、女性職員は、当該基礎数から除外し、優先的に指定するものとする。

イ 支援要員は、実施責任者の指揮を受け、被害者連絡及び直接支援を行うものとする。

(8) 訪問責任者

ア 総括責任者（高速隊を除く。）は、警察署の地域課長を訪問責任者に指名するものとする。

イ 訪問責任者は、被害者訪問の実施状況を把握し、被害者訪問が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

(9) 訪問補助者

ア 訪問責任者は、警察署の地域課の総務を担当する者を訪問補助者に指名するものとする。

イ 訪問補助者は、訪問責任者を補助するものとする。

5 報告

総括責任者は、毎年度、被害者支援活動実施体制表（別記様式第1号）を作成し、広報広聴課長を経て本部長に報告するものとする。

第5 被害者連絡の実施要領

1 被害者連絡の対象者

被害者連絡の対象者は、対象事件の被害者等とする。この場合において、被害者が少年のときは、原則として、その保護者とする。

2 被害者連絡の実施者

被害者連絡は、原則として、被害者等から事情聴取を行った捜査員（触法少年事案に携わる警察職員を含む。以下「事件担当捜査員」という。）が行うものとする。ただし、被害者等が事件担当捜査員による被害者連絡を希望しない場合は、総括責任者が指定した支援要員が行うものとする。

3 被害者連絡の内容

被害者連絡は、被害者等に自己の所属、係（警察署の勤務員にあつては課を含む。）及び氏名

を教示した上、被害者等の意向に反しない限り、面接、架電等の方法により次の事項を行うものとする。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための支援制度の教示

事件の認知時等捜査の初期段階においては、被害者の手引を配布した上、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について教示するものとする。この場合において、被害者の手引に記載された犯罪被害給付制度については、確実に教示するものとする。

(2) 捜査状況（被疑者検挙まで）

ア 身体犯の場合

(ア) 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。ただし、必要があるときは、随時、連絡を行うものとする。

(イ) (ア)以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。ただし、必要があるときは、随時、連絡を行うものとする。

イ 重大な交通事故事件の場合

(ア) 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。ただし、必要があるときは、随時、連絡を行うものとする。

(イ) ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。ただし、必要があるときは、随時、連絡を行うものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行い、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。ただし、必要があるときは、随時、連絡を行うものとする。

(3) 被疑者の検挙状況

ア 逮捕事件の場合

(ア) 被疑者を逮捕した場合（被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合を含む。）は、逮捕後速やかに、被疑者を逮捕したこと、被疑者の人定、その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼすときは、捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

(イ) 逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後速やかに、釈放したこと及びその理由について連絡するものとする。

(ウ) 逮捕した被疑者を送致した後、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合は、釈放後速やかに、勾留が行われなかったことを連絡するものとする。

イ 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合（被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も含む。）は、送致後速やかに、被疑者を在宅で送致したこと、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

ウ 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合において、被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を

連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。この場合において、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに、当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

#### エ 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が身体犯又は重大な交通事故事件を犯した場合において、児童相談所への送致又は通告を行ったときは、事後速やかに、その旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。この場合において、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに、当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

#### (4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに、送致先検察庁、起訴、不起訴、処分保留等処分結果、公訴を提起した裁判所（起訴された場合に限る。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後速やかに、送致先検察庁又は送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

#### 4 被害認知警察署と被疑者検挙警察署とが異なる場合の取扱い

被害者連絡は、原則として、被害認知警察署が実施するものとする。この場合において、被疑者検挙警察署と被害認知警察署は、連携を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めること。

#### 5 連絡に当たっての留意事項

- (1) 被害者等及びその関係者の素行、言動等から被疑者に対する報復が予測されるなど連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、これを行わないこと。
- (2) 暴力団犯罪の被害者等への連絡については、群馬県警察保護対策実施要綱の制定について（平成24年群本例規第27号）に規定する保護対策との調整を図ること。
- (3) 被疑者が精神疾患等により責任無能力である場合又はその疑いが強い場合は、可能な限りその保護者の了解を得た上で連絡を行うこと。
- (4) 被害者連絡に当たっては、被害者等に対して、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者のプライバシーの重要性について説明し、これに関する紛議が起こることのないよう特段の配慮をすること。

なお、少年事件の場合は、少年の健全育成の重要性を説明するとともに、触法少年事案の場合は、併せて少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和23年法律第164号）の趣旨並びに刑法第41条の規定による犯罪の不成立等を説明し、納得を得ること。

### 第6 直接支援の実施要領

#### 1 直接支援対象者

直接支援の対象者は、対象事件の被害者等とする。ただし、次の事件の被害者等は、除くものとする。

- (1) 被害者等が被害者支援活動を希望しない事件
- (2) 加害者において、正当防衛又は正当行為に係る事件
- (3) 被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員である事件
- (4) その他総括責任者が直接支援の必要がないと認める事件

#### 2 直接支援の実施者

- (1) 直接支援は、原則として、事件担当捜査員以外の支援要員のうち、総括責任者が指定したものが行うものとする。ただし、被害者等が事件担当捜査員による直接支援を希望する場合は、当該事件担当捜査員が行うものとする。
- (2) 総括責任者は、支援要員を指名する場合において、当該対応すべき対象事件の被害者等が女性であるときは、当該被害者等の意向を確認の上、可能な限り女性支援要員を指名するものとする。

#### 3 相被疑事件の支援対象者に対する対応

相被疑事件において、いずれかの当事者に直接支援を行うことが、以後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、両当事者に支援要員を指定し、又はいずれにも指定しないことができる。

#### 4 直接支援の内容

直接支援は、被害者等の意向に反しない限り、その心情に配慮するとともに、精神的負担及び不安の軽減に努め、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 事件認知後、早期に接触し、落ち着かせるなどの措置
- (2) 被害状況の聴取、事情聴取等における付添い
- (3) 捜査手続及び各種書類作成の趣旨説明
- (4) 証拠資料の採取、押収、還付等の手続の補助
- (5) 検証・実況見分に伴う補助又は付添い
- (6) 病院の手配、付添い及び医師との連携
- (7) 被害者支援関係機関・団体の説明、紹介及び連絡
- (8) 被害者等からの相談、質問、要望、苦情等への対応
- (9) 被害者の手引の交付及び必要事項（捜査の流れ等）の説明
- (10) 自宅等への送迎又はその補助
- (11) 被害者連絡要望の有無の確認及び連絡活動
- (12) その他必要と認められる活動

#### 5 支援期間

直接支援を実施する期間は、原則として、対象事件を認知したときから、当該事件の被疑者が検挙され、起訴又は不起訴が確定するまでの間とする。ただし、被疑者が未検挙の場合は、被害者等の実情、事件捜査の推移等に応じ、総括責任者が弾力的に運用するものとする。

#### 6 当直時間帯の運用

- (1) 警察署の当直責任者は、対象事件を認知した場合は、当直勤務員又は当該事件の担当捜査員（以下「当直勤務員等」という。）の中から、直接支援に当たる者を指名するものとする。
- (2) 当直責任者から指名された当直勤務員等は、当直勤務終了時までの間、事案の初期段階で必要な直接支援を行うものとする。

#### 7 支援要員の広域運用

支援要員は、別に定めるところにより、広域的な運用をすることができる。

### 第7 被害者連絡・支援経過票等の作成及び管理要領

#### 1 被害者連絡・支援経過票の作成

- (1) 事件担当捜査員又は指定された支援要員は、被害者連絡又は直接支援を実施した場合は、遅滞なく被害者連絡・支援経過票（別記様式第3号。以下「経過票」という。）を作成し、実施責任者を経て総括副責任者の決裁を受けるものとする。この場合において、対象事件の認知時等において、被害者連絡又は直接支援を実施した場合は、被害者等に被害者訪問を要望するか否かを確認するものとする。
- (2) 実施責任者は、経過票の決裁を受けた場合は、その写し（以下「経過票写し」という。）を運営責任者に送付するものとする。

#### 2 経過票写しの警察本部への送付等

- (1) 総括副責任者は、経過票を決裁した場合は、当該経過票写しを、身体犯については広報広聴課長に、交通事故事件については交通指導課長に送付するものとする。
- (2) 交通指導課長は、送付を受けた経過票写しを管理するとともに、その写しを広報広聴課長に送付するものとする。

#### 3 経過票の管理

- (1) 警察署の経過票は、事件担当課ごとに管理するものとする。
- (2) 実施責任者は、被害者連絡・支援簿（別記様式第4号）を作成して編てつするとともに、その概要を把握するものとする。
- (3) 実施責任者又は実施補助者は、事件担当捜査員又は指定された支援要員が不在時に、被害者等から問合せがあった場合は、一時的に対応し、その結果を事件担当捜査員又は指定された支援要員に確実に引き継ぐものとする。この場合において、性犯罪の被害者からの問合せに対応するときは、事件の核心に触れる言動については、努めて避けるものとする。

### 第8 被害者訪問の実施要領

#### 1 被害者訪問の対象者

被害者訪問の対象者（以下「対象者」という。）は、前記第7の1の(1)の規定により事件担当捜査員又は指定された支援要員が確認した結果、被害者訪問を希望した被害者等とする。この場合において、被害者が少年のときは、原則として、その保護者とする。

## 2 実施警察署

被害者訪問は、対象者の住居地を管轄する警察署（以下「住居地管轄警察署」という。）において実施するものとする。

## 3 被害者連絡経過票の写しの送付

実施責任者は、被害者等が被害者訪問を希望した場合は、総括責任者の承認を得て、訪問責任者に経過票写し（記載事項の追加及び変更を行ったものを含む。）を送付するものとする。この場合において、総括責任者は、被害者等の住居地が他の警察署の管轄区域であるときは、あらかじめ、住居地管轄警察署の総括責任者と協議するものとする。

## 4 訪問補助者の責務

(1) 経過票写しの送付を受けた訪問責任者は、訪問補助者に次の業務を行わせるものとする。

ア 経過票写しの受理、保管及び管理

イ 被害者訪問カード（別記様式第5号。以下「訪問カード」という。）の保管及び管理

ウ 関係部門等との連絡及び調整

エ その他訪問責任者が命じた業務

(2) 訪問補助者は、被害者訪問を担当する地域警察官（以下「担当警察官」という。）の不在時に対象者から問合せがあった場合は、一時的に対応するとともに、その旨を担当警察官に連絡するものとする。

## 5 担当警察官の指定

経過票写しの送付を受けた訪問責任者は、対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を担当警察官に指定するものとする。ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問を希望する場合その他特段の事情がある場合は、他の地域警察官を指定することができる。

## 6 被害者訪問の実施

(1) 被害者訪問は、原則として、担当警察官が対象者の住居地を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。この場合において、被害者訪問を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、対象者から警察に対する要望、苦情、相談等を聴取するものとする。

(2) 担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問を行うものとする。ただし、経過票写しの記載内容その他の情報から被害者訪問を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

(3) 担当警察官は、被害者訪問を実施した都度、その実施結果を訪問カードにより訪問責任者に報告するものとする。

## 7 被害者訪問の実施頻度及び期間

(1) 被害者訪問の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合は、原則として1か月に1回程度行うものとする。

(2) 訪問責任者は、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合は、総括責任者の承認を得て、被害者訪問を打ち切ることができるものとする。

## 8 実施責任者との連携

訪問責任者は、被害者訪問を行った場合及び打ち切った場合は、その都度、実施責任者にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど緊密な連携に努めるものとする。

## 9 活動上の留意事項

担当警察官は、被害者訪問を実施する際は、経過票写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意するものとする。

## 第9 引継ぎ

事件担当捜査員、支援要員、実施責任者、訪問責任者及び受持警察官が配置替えになる場合は、確実な引継ぎにより、被害者支援活動に中断を生じさせないこと。

前 文（抄）（平成29年7月12日群本例規第16号（刑企））

平成29年7月13日から施行する。

前文（抄）（令和2年3月9日群本例規第11号（務））

令和2年3月19日から施行する。

前文（抄）（令和4年3月9日群本例規第6号（務））

令和4年3月18日から施行する。ただし、高崎北警察署の設置に係る改正規定及び警務部警務課高崎北警察署開設準備室の廃止に係る改正規定については、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4関係）

指定被害者支援要員基礎数表

区分	部門別基礎数						合計
	生活安全	地域	刑事第一	刑事第二	交通	警備	
警察署別							
前橋・高崎 伊勢崎・太田	3人 以上	2人 以上	3人 以上	3人 以上	3人 以上	2人 以上	16人 以上
前橋東・桐生	2人 以上	2人 以上	2人 以上	2人 以上	2人 以上	2人 以上	12人 以上
高崎北・館林 洪川・沼田	2人 以上	2人 以上	2人 以上		2人 以上	2人 以上	10人 以上
藤岡・富岡 安中・大泉 吾妻・長野原	1人 以上	1人 以上	1人 以上		1人 以上	1人 以上	5人 以上
高速隊	本隊、沼田分駐隊、松井田分駐隊 各2人以上						6人 以上

備考 女性支援要員は基礎数からは除外し、優先的に指定する。

別記様式省略